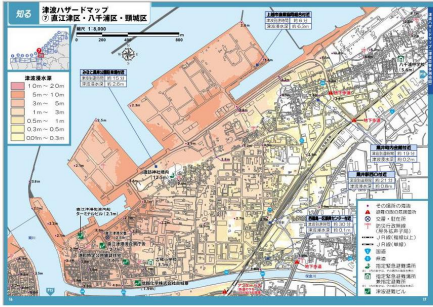


第27回 関川流域委員会

関川水系河川整備計画【大臣管理区間】 変更原案と変更案(案)の対比表(主要箇所)

令和6年12月2日
北陸地方整備局 高田河川国道事務所

ページ番号	【本文】変更原案	ページ番号	【本文】変更案（案）
45	第3章 関川の現状と課題	44	第3章 関川の現状と課題
第3章 関川の現状と課題 ブを公表しています。 各河川においては、次のような被害が想定されます。 ①地震による河川堤防の沈下 ②水門・樋門等の河川構造物の被害 ③津波の河川遡上及び浸水被害  図 3-13 上越市津波ハザードマップ (令和3年(2021年)2月 上越市公表)		第3章 関川の現状と課題 (2) 地震・津波への対応 日本海東縁部の海底には、ユーラシアプレートの下に北米プレートが潜り込むプレート境界があり、日本海中部地震や北海道南西沖地震により津波が発生しています。このほかに、昭和39年(1964年)の新潟地震により津波が発生し、新潟市等で被害が発生しています。 また、近年においては、平成16年(2004年)10月に発生した内陸の活断層を震源とする新潟県中越地震の他、平成19年(2007年)3月には能登半島地震、平成19年(2007年)7月には新潟県中越沖地震、令和6年(2024年)1月には能登半島地震が発生しています。 日本海東縁部のプレート境界における地震活動については、未解明の部分もありますが将来の地震津波が発生することは確実です。新潟県中には地震空白域があり、日本海東縁部の中ではもっとも地震の発生確率が高い区域であると考えられています。 新潟県では平成29年(2017年)に津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を公表しています。これを受け、上越市では令和3年(2021年)に津波ハザードマップを公表しています【令和5年(2023年)11月に一部改訂】。 また、上越市は、津波を市民に正しく理解してもらうため、令和6年(2024年)2月に能登半島地震連絡調整会議を開催しました。ハザードマップを基に地域の方々と課題の検証と対応に取り組むとともに、引き続き自主防災組織などと連携協力し、災害に備えた取組を進めながら、市民生活の一層の安全・安心の確保に向けた取組が進められています。 各河川においては、次のような被害が想定されます。 ①地震による河川堤防の沈下 ②水門・樋門等の河川構造物の被害 ③津波の河川遡上及び浸水被害  図 3-13 上越市津波ハザードマップ (令和3年(2021年)2月【令和5年(2023年)11月改訂】 上越市公表)	

能登半島
地震関係
追記

表現の
適正化

時点
更新

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案（案）
	第3章 関川の現状と課題	45	第3章 関川の現状と課題
		第3章 関川の現状と課題 我が国における津波対策については、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災の発生を踏まえ、L2津波とL1津波という二つのレベルの津波を想定することが基本的な考え方となりました。L2津波とは発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波であり、住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に総合的な津波対策を取ることとされている一方、L1津波とは発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、施設整備により対応していくこととされています。 今後整備を予定している保倉川放水路については、これまでの検討の結果、L1津波については堤内地への浸水が生じないことが分かっていますが、L2津波が来襲した際に放水路周辺の堤内地への浸水が生じることが想定されています。 最大クラスの津波（L2津波） 津波レベル ○発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波 基本的考え方 ○住民等の命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などと組み合わせて、とりうる手限を尽くした総合的な津波対策の確立が必要である ○被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを補える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。 比較的頻度の高い津波（L1津波） 津波レベル ○最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波水位は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度） 基本的考え方 ○人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保から海岸保全施設等の整備を進めていくことが考えられる。 ○海岸保全施設等については、設計対象の津波水位を越えた場合でも、施設の効果が残り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。 図 3-14 津波対策において想定される津波レベルと対策の基本的考え方 （出典：津波浸水想定について（解説）平成29年11月） 図 図 放水路により増加する浸水面積：約95ha 図 3-15 L2津波の最大浸水深図（左：H29新潟県公表津波浸水想定、右：保倉川放水路整備後の国によるシミュレーション結果^{8）}） ^{8）}本検討では、保倉川本川からの分派施設は想定していない。本検討では、河口部では、予測の条件として、河口開塞の防止を図るため導流堤（約200m程度）の設置を想定。本検討は「津波浸水想定の設定の手引き Ver2.11」（国土省海岸課・国総研海岸研）の手順を参考に、「L2地震発生時に堤防強度が75%低下」「越波と同様に堤防破壊」という条件の下で実施。	

地震津波
関係追記

-45-

地震津波
関係追記

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案（案）
68	第4章 河川整備計画の目標に関する事項	69	第4章 河川整備計画の目標に関する事項
第4章 河川整備計画の目標に関する事項 を分派して、河道への配分流量を800m³/sとします。 図 4-1 基準地点における河道配分流量 (2) 大規模地震等への対応 河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては施設対応を超過する事象として住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとします。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとします。 地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策については、必要性を確認し照査を実施します。 (3) 危機管理体制の強化 計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上に施設能力以上の洪水が発生した場合等においても、水防活動や応急復旧活動を円滑に実施できるよう、流域連携による危機管理体制の強化を図ります。		第4章 河川整備計画の目標に関する事項 図 4-1 基準地点における河道配分流量 (2) 大規模な地震・津波への対応 大規模な地震・津波への対応として、耐震・液状化対策については堤防・水門等において、対策の必要有無の確認を目的に耐震性能照査等を実施します。 また、河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」〔L2 津波〕に対しては施設対応を超過する事象として住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとします。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」〔L1 津波〕に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとします。令和6年能登半島地震において関川で発生した津波による浸水被害に鑑み、津波対策の必要の有無を含め検討を行います。 (3) 危機管理体制の強化 計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上に施設能力以上の洪水が発生した場合等においても、水防活動や応急復旧活動を円滑に実施できるよう、流域連携による危機管理体制の強化を図ります。	

能登半島
地震関係
追記

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案（案）
	第5章 河川整備の実施に関する事項	78	第5章 河川整備の実施に関する事項
			第5章 河川整備の実施に関する事項 また、保倉川において、新たに保倉川放水路へ洪水を分派することで、洪水時には保倉川本川、合流後の関川本川の流量が低減するため、保倉川本川、関川本川の水位低下が可能となり、保倉川本川、合流点付近の関川本川沿川の既設排水樋門・樋管において、洪水時のゲート閉鎖時間が短縮されるなど、内水被害低減効果を発揮することが期待されます。 内水軽減 効果追記

図 5-5 関川改修、保倉川放水路事業の実施による内水被害の低減イメージ

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案（案）
	第5章 河川整備の実施に関する事項	79	第5章 河川整備の実施に関する事項
			第5章 河川整備の実施に関する事項 iii) 保倉川放水路の施設の検討 保倉川放水路について、関川水系河川整備計画で目標とする洪水を保倉川放水路へ分派し、洪水を安全に流下させるために必要な各種施設（堤防、護岸、低水路、放水路河口部の施設、保倉川本川からの分派施設等）について、詳細な測量・設計を行ったうえで最終的な形状の検討を行います。併せて、放水路整備に伴う附帯施設（道路、橋梁等）についても、地元自治体による放水路を核とした新たな道路ネットワークの構築に向けた方向性を踏まえ、詳細な測量・設計を行ったうえで、最終的な形状の検討を行います。これらの検討は、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会、保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて行います。 また、保倉川放水路が新規に開削する放水路であることを踏まえ、放水路整備後において想定されるハザード（最大クラスの津波（L2 津波）や最大クラスの洪水（L2 洪水））に対して、施設による対応や避難の在り方、防災施設配置の在り方等についても、放水路の最終的な形状を検討する中で、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会でのご意見を踏まえて検討を行います。 さらに、保倉川放水路整備に伴う海水（塩水）や風、地下水への影響については、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて、放水路整備前の現状について現地環境の把握に向けた調査を行ったうえで、放水路整備後の状況について予測・評価を行い、必要に応じて保全措置を講じることも含め、放水路の最終的な形状の検討を行います。 上記の検討を踏まえ、地元関係住民等のご意見もお聴きしながら放水路の最終的な形状を決定し、放水路を核とした防災まちづくり・地域のコミュニティ形成・にぎわいの場の創出を通じた水害に強いゆたかな地域づくりに向けて、関係機関等と連携して取組を進めていきます。

パブコメを踏まえた対応追記

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案（案）
	第5章 河川整備の実施に関する事項	80	第5章 河川整備の実施に関する事項
			第5章 河川整備の実施に関する事項 地域のコミュニティ形成 放水路整備後も地域の コミュニティの維持が可能なまちづくり 水害に強いゆたかな地域づくり にぎわいの場の創出 新たな水辺空間による にぎわいのあるまちづくり 防災まちづくり 流域全体で災害に備える 防災まちづくり パブコメを 踏まえた 対応追記 図 5-6 放水路周辺まちづくりの検討の進め方のイメージ 図 5-7 保倉川放水路ルート図 （背景：令和3年（2021年）10月高田河川国道事務所撮影）

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案（案）
89	第5章 河川整備の実施に関する事項	93	第5章 河川整備の実施に関する事項
第5章 河川整備の実施に関する事項 (3). 河川景観の保全 関川における特徴的な河川景観は、地域の象徴となっている妙高山と瀬と淵が織りなす良好な河川環境が調和した自然景観であり、地域住民の原風景となっています。 河川整備にあたっては、この自然景観に十分配慮し、良好な景観の保全に努めます。  雪渓が残る春の妙高山 関川の水の流れ（今池地区） (4). 保倉川放水路における河川環境の整備と保全 1). 地域住民の憩いの場となる河川空間の創出 平常時、保倉川放水路の中は、海水で覆われる計画としており、そのため、放水路での利用は、関川河口と同様に、釣り利用やカヌーの利用などが想定されます。  関川下流部での利用状況（サイクリング） 関川下流部での利用状況（カヌー） さらに、新潟市の関屋分水路の事例を参考に、川沿いにおいて、散策路やサイクリングロードに利用されるような住民の憩いの場となるような河川空間の創出を図っていきます。		第5章 河川整備の実施に関する事項 (3) 河川景観の保全 関川における特徴的な河川景観は、地域の象徴となっている妙高山と瀬と淵が織りなす良好な河川環境が調和した自然景観であり、地域住民の原風景となっています。 河川整備にあたっては、この自然景観に十分配慮し、良好な景観の保全に努めます。  雪渓が残る春の妙高山 関川の水の流れ（上越市今池地区） 表現の適正化 (4) 保倉川放水路における河川環境の整備と保全、河川空間の創出、河川景観の保全と創出 1) 保倉川放水路における河川環境の整備と保全 保倉川放水路は延長約3kmに及ぶ人工河川[※]であることから、保倉川放水路の整備にあたっては、新川開削による周辺環境への影響を把握するため、環境影響について検討項目を設定したうえで、予測、評価し、必要に応じて保全措置等を検討する必要があります。このため、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路環境調査検討委員会においてご意見をいただきながら、保倉川放水路の整備による環境影響について検討し、自然環境や地域と共生した放水路づくりを目指していきます。 ※新規開削河川において洪水時の河川水位を概ね現状の地盤高相当とするという考えに基づく検討の結果、現時点では放水路内は平常時に海水となることが想定されます。	